

(2017年12月22日講演)

## 8. 「水産業関連法（69本）について」

株式会社みなと山口合同新聞社 みなと新聞 顧問 川崎龍宣専門委員

私はジャーナリストで、業界新聞の記者を40年余り勤めてきた。法律の専門家ではない。だから、認識が違っているところがあるかと思うが、そのあたりは容赦の上聞いてもらえればと思っている。よろしく願います。

今日のテーマは関連法で、漁業法を取り巻くいろいろな法律について話をさせてもらいたいと思う。「漁業法を取り巻く主要な漁業関係の法律はその目的を遂げたのか」というところで話を進めていきたいと思う。ⅠからⅩⅡまで最初に問題点を指摘して、その後説明させてもらえればと思っている（資料P1）。

資料P2、漁業に関する法律の問題点はいろいろとあるかと思うが、4つ挙げた。1番目が、各法律間に整合性、一貫性がないということだ。漁業法、水産資源保護法は戦後の本当に間もない時期に作られた法律。それと、200カイリ時代以降にできたTAC法、このあたりに整合性、一貫性がない。そのほかにもいろいろとある。その結果、2番目に、科学に基づく資源管理をいろいろな法律が阻害していると言う問題がある。一貫性がないことによって科学に基づく資源管理の邪魔をしている。3番目に、戦後70年あまりたった間に状況が変化しているが、結果としていろいろな法律の目的が果たされていない。これは直近の水産基本法を含めてすべてが目的を果たしていない。4番目に、目的を既に終えたにもかかわらず継続している法律がある。全体で見ると完全に制度疲労を起こしているのではないかと思われる。抜本的に変えなければ齟齬が出るというか現実が動いていかないと思っている。

戦後に作られた法律を水産小六法から取り上げたが、全部で69の法律がある。この中には卸売市場法は含まれていない。その69の中でも、資源関係を含めた主要な法律が資料P3である。最初にできた水産業協同組合法から直近の水産基本法まで11を取り上げてみた。真ん中の赤の沿岸漁業振興法、これは11番目の水産基本法ができるときに廃止になった法律である。いわゆる沿岸漁業等振興法が水産基本法に成り代わったという法律である。

日本は、70年ぐらいの中で漁業、資源管理に関わるいろいろな法律を作ってきたが、海外に比べて非常に多様である。そのいずれもが水産業の生産力の増進、発展、国民経済の発展をうたっている。これに対して、アメリカ、カナダ、ノルウェーの法律はシンプルである。資源の持続的管理を基本として漁獲割当に流動性を持たせている。資料P4に日本と米国、カナダ、ノルウェーの主要な法律を列記した。

資料P5では、戦後70年あまりの中で、法律が作られてきた時代背景を大きく3つに分けてみた。最初の5つの法律、水産業協同組合法から水産資源保護法までは戦後の復興を

背景に立法化された。一つは、戦前の体制を維持し、もう一つは、混乱した状況を收拾し、併せて民主化を推し進めていくことを目的に作られた法律である。

1950年代から経済成長が急激に右肩上がりで行進していく。いわゆる高度経済成長が始まるのだが、ここで経済の変化、併せて国際的な漁業規制、国際的な取り決めが必要になってきて、そういう中で作られてきたのが沿岸漁協等振興法、以下海洋水産資源開発促進法、沿岸漁場整備開発法、沿岸漁場改善資金助成法、これらの法律である。ちなみに高度経済成長時代の1955年～1973年までの経済成長率は10%を超えるような状況で、いわゆる工業化が進んだ。そして、経済構造が大きく変わってしまった。一次産業から二次産業・工業関係に人がなだれ込んで行った。今はさらにサービス業等に人の流れが移っている。国際的な状況も変化してきた。1956年日ソ漁業条約が調印されるが、この前後から日本は様々な条約を調印する。ほぼ30年間で30の漁業条約・協定を日本は結んでいる。北米関係、南米、アフリカ関係を含めて、ありとあらゆるところでいろいろな漁業条約を結んでいる。遠洋漁業の関係で日本は協定を結ばざるを得なくなっていた。

3つ目、1977年に米国、ソ連が200カイリ漁業専管水域を実施して、200カイリ時代に入る。日本もこの年の7月に暫定措置法を制定しているが、さらに1982年に国連海洋法条約が採択される。これが大きな転機になって、世界の漁業は変わっていく。

ここでは書いていないが、これとは別に環境問題がこの間大きくクローズアップされてくる。次回の寺島氏がそのあたりは話されるかと思うが、そういう環境変化の中で、日本も法整備をしなくてはならなかった。

11番目から14番目、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律を作って、その後TAC法を作って、14番目、水産基本法、今政策の中心的な役割を担っている法律であるが、これが沿岸漁業等振興法に代わって作られたという流れになる。これは海洋法条約採択後に立法化されたということである。

それぞれの主要な法律はその目的を達成しているか、一つずつ説明していきたいと思う(資料P6～11)。

水産業協同組合法。これは漁民、加工業者が共同組織を作ってその発達を促進し、社会的地域の向上、水産業の生産力の増進、国民経済の発展を期するという目的である。公布から69年たっているが、ご存じのように漁業者が高齢化して、漁協は存立が危ぶまれ、所得もなかなか上がらず、経済的社会的地位も低下し、生産力は減退していて、国民経済の発展にも寄与していない。水産加工業も同様である。漁協は合併を法的に進めてきたが、加工業の組合は定員割れが全国で続いて組合自体を解体し存続ができない状況がこの10年ぐらい続いている。

次に、漁業法である。これは一度ここで議論されたが、漁業生産に関する基本的な制度を定めた法律。特徴は調整である。話し合いを基本としてやっていくことと、民主化。この民主化については、先日ある弁護士の方が、いろいろな法律があるが、民主化という目的を掲げている法律を自分は知らないという話をされていた。これも公布から68年、先ほ

ど説明したように漁業状況は総体的に全体的に見るとずっと下がり気味。最近は「衰退」という言葉を政府も使わなければならないような状況になっている。

次は漁港法である。現在は漁港漁場整備法と言うが、この法律も戦後間もなく作られて、基盤整備が今も続いている。漁港整備、漁場を整えることによって国民経済の発展に寄与する、漁村の振興に資するという目的であるが、これも残念ながら現状で見ると、漁業者、漁船等を含めて、この目的を遂げているとは言えない状況である。この法律については、後でも触れるが、受益者負担の原則に立って、整備は既に民間に委ねる時期に来ているのではないかと私は思っている。

次は水産資源保護法である。これは水産資源の保護培養を図り、漁業発展に寄与するということであるが、この法律自体ほとんど使われている形跡がない。資源を保護するためにこの法律が発動されて漁業が規制されたという事実はない。公布から 56 年たっているが、これを作った経緯に既に問題があると思う。はっきり言って今もあまり役に立っていない法律である。

次は沿岸漁業等振興法である。これは公共事業以外の政策的ないろいろな事業の基となっている法律である。これが今の水産基本法につながっているのだが、今 2 千数百億円の水産業予算の中で、公共事業を除いた事業がこの法律で行われてきたと思ってもらってよいかと思う。基本的には沿岸と沖合の漁業の振興という名目の中でずっと実施されてきて、2001 年に水産基本法に席を譲るのだが、残念ながら沿岸漁業の振興、漁業者の地位向上は図られていないと思う。

次に海洋水産資源開発促進法。この法律は、漁船漁業の関係者の方はよく御存じの海洋水産資源開発センター、その基になっていた法律である。ある時期まで遠洋・沖合漁場の魚種の開拓で非常に功績を上げてきた法律である。ただ、今は、ご存じのようにこの機能は水産研究・教育機構の中に吸収されている。ある意味役目を果たしたと言えるのではないかと思う。それとは別に、増殖・養殖を計画的に推進するという目的も持っているが、このあたりもその目的をきちんと果たしているかどうか非常に疑問である。5 年ごとに基本方針が作られ、現在 10 次の基本方針が作られているが、全く総括が行われていない。

次に沿岸漁業整備開発法。先ほど言ったように高度経済成長時代に作られた法律であるが、水産動物の種苗の生産・放流、水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進していく法律である。これも公布から 42 年経過しているが、科学的な資源管理措置が取られることなく、資源量、生産量は減少し続けている。沿岸漁場の整備開発、安定的な水産物の供給増大は図られていないのが現状である。

次は、国連海洋法条約に伴って制定した排他的経済水域及び大陸棚に関する法律である。海洋法条約は、皆さんよくご存じのように海洋資源の保存と管理、海洋環境の保全義務を課している。日本も批准しており、先日北朝鮮が海洋法条約を批准していないということでニュースになっていたが、日本はきちんと批准しているので、この義務を果たさなくてはならないという法律である。

これに合わせて作られたのが TAC 法・海洋生物資源の保存および管理に関する法律である。これまで 21 年間、7 つの魚種、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバおよびゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニに TAC を設定してきたが、TAC の設定が非常に緩やかというか甘いというか、漁業者の方たちの経営を考慮するがあまり、資源は改善されない状況で推移している。来年ようやく 1 つ増える状態で、これは国際的に問題になったことから太平洋のクロマグロを加える。

10 番目は持続的養殖生産確保法。これは漁協による養殖の取り組みというか、対象が漁場と魚病で漁協の事業に非常に狭められているということで、残念ながら効果としては全体的に見ると上がっていないと思われる。

最後が水産基本法である。先ほど言ったように、これが今の日本の沿岸、沖合の政策をほとんど決めていたと言っても過言ではない。水産施策の基本事項を定めるということである。水産物の持続的な利用を確保するため海洋法条約の的確な実施で水産資源の適切な保存管理を行うとなっているが、現実問題として科学的にきちんと担保されているかどうか疑問だと思う。公布から 16 年。5 年を期間としてこれに基づいて水産基本計画が策定されている。後で説明するが、生産の目標を掲げているが、全く達成されている状況ではない。ここでの結論として、現状にそぐわない整合性のない法律で、持続可能な資源管理はできず、効果が本当にあるのかどうかははっきりしていない、いろいろな事業が続いていると思われる。

皆さん既に分かっていると思うが、法律によって予算は決められている。事業も決められている。予算・事業で 2 つ、先ほどから説明しているが、漁港とか漁場の公共的な事業は法律で計画を定めなくてはいけないことになっている。これらは法律を変えない限り延々と行政（水産庁）は計画を立案しなくてはいけない。立案しないと法律違反になるわけである。だから、どのようなことがあっても、今の法律の下では延々と計画を立案していくことになる。政策的な事業は、そのときそのときでいろいろ名前が変わったり、内容を少し変えたりしているわけであるが、先ほど言ったようにこれらの予算は基本的に変わり映えしない内容で水産基本法の基本計画の中で立てられた政策に基づいて事業が実施されているような状況である（資料 P12）。

水産資源の管理・保護というところから水産業協同組合法と水産資源保護法、それと TAC 法を見ていきたいと思う。

まず水協法であるが、水協法は漁協の事業を 16 決めていて、そのトップが水産資源の管理及び水産動植物の増殖である。その他は組合員関係の資金の貸し付けとか共同利用施設の整備などであるが、最初に水産資源の管理と動植物の増殖が書かれている。ただし、管理が科学的ではない。魚種、海面の区域、漁業種、管理期間などを定めるインプットコントロールで、あとは漁業法や海洋水産資源開発法などの取り決めが優先する。この結果、資源状態はなかなか回復せず、漁獲量も減少を続けている。漁協自体も、国の政策的な取り組みもあるが、この間ずっと減っている。少なくとも資源管理については有効な機能を

果たしづらいというか、果たしていないような状況である（資料 P13）。

沿岸の漁獲量は、1984 年の 227 万トンピークに、ついに 99 万トン、恐らく今年はさらに減るだろうと見られている（資料 P14）。

資料 P15 は沖合関係である。沖合も 1984 年をピークとしてずっと減っている。191 万トンと 200 万トンを割ってピークの 27% の状態である。

資料 P16 は就業者の状況である。皆さんよく聞かれたり見ていると思うが、2016 年は全体で 16 万人、そのうちの 37.0% が 65 歳以上、55 歳以上は 6 割以上である。

次に、水産資源保護法である。この法律は、戦後間もない非常に混乱した時期に、特に東海、東シナ海とか日本海あたりに底引き漁船が多数出漁して混乱したのを收拾するために作られた法律である。要は減船するために補償金を出したという法律である。資料 P17 の右側に当時の国会の説明の内容があるが、その上段、以西底引きについては、戦前の 4 倍ぐらい船が操業していた。以東底引きに至っては 2,700~2,800 隻、よくあの時代に船があったものだと思うが、操業していた。これではもうどうにもならないからというので制定された。

下段にこれによってどれだけ金が支給されるのか示している。1 隻当たり 300 万円、全体で約 6 億円、今の額にしたら 1 隻当たりで 5,000 万円、全体で 100 億円近くの金を費やした。そのために作られた法律である。これを 1951 年に水産資源保護法という法律に変えた。これは基本的に減船時に補償する目的で作った法律がベースになっている。先日私は水産庁に行って、最近これが使われたことはあるのかと聞いたら、担当者は自分が知っている 10 年間では 1 回もないと言っていた。これは何のために使っているのかと、何のための法律か。漁法、爆薬を使ってはいけないとか、そういうのがこの法律の中にうたわれているのだが、そういうのを規定している法律だという話だった。

それから、この法律の最大の欠陥は、農林水産大臣又は都道府県知事は、保護培養のために必要があると認めるときは漁業を禁止することができるのだが、それをどのようにするかという調査規定に具体性がなく、曖昧だということである。

もう一つ、この法律は、途中からだと思うが、水研機構によるサケ・マス人工ふ化放流事業計画の策定を定めている。北海道や東北の放流事業がこれによって行われているという法律である。

3 番目の TAC 法である。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律。本来ならこの法律が中心となって資源の管理が図られなければならないのだが、この法律の中に漁業法と水産資源保護法を合わせてやっていくという条項が最初のところにある。だから、絶えず漁業法に足を引っ張られる。漁業法というのは調整であるから、科学的に管理しようとしても、調整のほうに引っ張られてしまう。

先ほど話したように、致命的な欠陥の 2 番目が、きちんとした管理をしていない 7 魚種にずっと固定されてきたという点である。第 2 種特定海洋生物資源が 9 種あり、さらに緩い管理で行われているが、これを TAC のほうに引き上げようというような話も出てきては

消えているような状態である（資料 P18）。

その結果、主要魚種の資源水準は低いまま推移している。2016年の資源評価では5割が低位、資源が思わしくない魚種は中位も含めると85%となる。この高位、中位、低位というのは、それぞれの魚種の過去何年かの中の上下の幅を取って判断をしており、ある意味非常に甘い評価である。それで5割が低位だということである（資料 P19）。

今年度の資源評価でも、低位がかなり多いというのは変わっていない。皆さんよくご存じだと思うが、ホッケのように壊滅的な状態のものもある（資料 P20）。

資料 P21 は各国の比較の中で、日本の漁獲の低下を表したものである。

資料 P22 は、直近のアメリカの漁獲のデータである。最近は漁獲数量も金額も非常に安定してきている。

次に、先ほどもう必要がなくなっているのではないかと言った漁港漁場整備法である。1950年に制定されて、漁港整備計画がスタートする。当然インフラとしての漁港はきちんと整備がなされなかったわけであるから、その整備ということで大きな役割を果たしてきた。1次から始まって9次までの50年間で、5~6年ぐらいを区間にしてずっと整備に取り組んできたが、約7兆3,000億円を投じて全国の漁港が整備された。2002年から沿岸漁場整備開発法の中の漁場整備の開発部分を統合して今の形になっており、この間さすがに予算が減っているが、今でも1,000億円近い予算を掛けて漁港の整備をやっている。2002年からの新しい計画では、それまでは長期計画の中でこれだけ予算化するという数字を上げていたが、それをやめている。漁船数は1980年代をピークにはほぼ半減、大体6割ぐらいになっているが、漁港数はピーク時から86減少して2,866である。既に使われなくなっている漁港が出始めているが、それをどうしているかというところ、養殖に使えないかとか、新しい使い方を考えている。もともと漁港であるが、船がそこにいなくなってしまうと、全く違う方向の仕事をし始めているという状態である。

先ほども言ったが、戦後復興からのインフラとしての漁港整備は既に終わった。今後必要な改修・改築は、受益者である漁業者が負担していく必要があると思われる。その予算を水産資源の調査・研究、管理に使うということで、予算の使い方を変えていく必要があるだろうと思う（資料 P23）。

一昨年ぐらいか、日本水産がダッチハーバーで工場の岸壁を20億円かけて直している。自腹で20億円かけて漁船の着く岸壁を直しているわけである。それが国際的には当たり前なのだろう。なぜか戦後から当たり前のような公共事業としての漁港事業が延々と続いてきた。日本は、考え方を改める時期に来ているのではないかと思う。

資料 P24 は先ほど説明した50年間で7.3兆円を使った事業である。1次から9次まで、1951年~2001年までの表である。

資料 P25 は漁場整備の開発事業である。魚礁の設置とか増養殖場、あと沿岸漁場の保全などで24年間で1兆6,800億円を使ってきた。

最近の予算は、水産基盤というのが公共事業のところに当たる。2016年は大体860億円

の予算が使われている（資料 P26）。

資料 P27 は漁港数の推移である。平成 28 年度は 2,866。数としてはほとんど変わってきていない。1 種、2 種、3 種、特 3 種、4 種というのは、重要性に合わせて呼び方というか対象を変えているが、全体の数は変わっていない。私どもの本社のある下関漁港は、以前は日本一の水揚げを誇っていたが、今は以東底引きが中心に、隻数もかなり限られた水揚げになっている。最近ここを整備していて、100 億円近い金をかけて最新の設備にしようとしている。下関にとっては良いことなのかも知れないが、果たしてそれが効果的なのかどうか疑問だ。投資を回収するためには日本の漁船だけの活用では無理だろう。一つ考えられるのは、中国や韓国の船を誘致する。日本の船だけでは、100 億円かけて整備しても、この投資に見合うだけの水揚げをする船はない。中国・韓国からそのままダイレクトに水揚げする漁船を誘致する、そのようなことしか考えられないのではないかと思っている。

資料 P28 は船の登録隻数である。ピークの 30 万 5,000 隻が 17 万 8,000 隻。これは登録隻数で、実数はもっと少ないかと思う。

資料 P29、30 は皆さんよく見られている国内の生産量と生産額の推移。金額も減少、半分には落ち込んでいるような状態である。

沿岸漁業、中小漁業の振興を果たせなかった沿岸漁業等振興法と水産基本法というタイトルで話をする。先ほど言ったように公共事業以外のいろいろな政策的な事業は、この法律に基づいて行われている。沿振法であるが、皆さんよくご存じの「漁業白書」は、これによって作るようになった。沿振法が白書を作らなくてはいけないと定めている。沿振法の時代は、沿岸漁業構造改善事業、通称「沿構」と当時呼ばれていたが、漁場改良造成とか、養殖漁場の造成、漁船の近代化、流通関係、加工関係の事業がこの法律下で行われてきていた。1962 年から 1999 年まで 5 期にわたって長期の計画が行われたのだが、ほぼ 1 兆円使っている。現在水産基本法と名前が変わり、がんばる漁業、もうかる漁業、漁船のリース事業、最近はこれがかなり予算を取るようになってきている。この中で漁協の資源回復の取り組みを後押ししている。資料 P31 右上が、沿振法から水産基本法に変わった時の目的などをどのように変えたかである。真ん中の右側が水産基本計画に基づく事業である。その中で資源管理・資源調査、2002 年に資源回復計画をスタートさせた。その後 2011 年から漁業者の自主的資源管理を含めた資源管理計画を加えて、事業を拡大した。水産庁や系統団体の方に言わせると、これで TAC 魚種以外の資源管理を行っているのだという。その計画数が今、全国で 1,930 件である。平均すると 1 漁協で 2 つぐらい作られている計算になる。

ただ、この法律はいかがなものかと私は思うのだが、これに取り組むことで漁業者の共済金を補助する。「共済・積立プラス活用」と書いているが、資源管理というよりは、ある意味共済の制度に加入してもらうために作った法律ではないかと勘繰られ、それを組み合わせて取り組まれている。

一番下は、水産基本計画の持続的生産目標。2002 年の最初の計画で、2012 年の漁獲量の

目標が 682 万トン。現実 10 年目標でようやくここまでたどり着いているが、結果は 200 万トンぐらい下回るような水準に落ち込んでいる。

現状この後の目標を掲げているが、2017 年の目標は 568 万トン。昨年の実績は 431 万トンだった。生産量が目標からはるかに下回っている状態である。直近の目標が 515 万トンまで引き上げるのだとしている。ただ、今の状態だと非常に悲観的で、水産庁が一番右側の 440 万トンにしかならないと試算している。

資料 P32 は漁協の数である。経営悪化で年々減少している。法律的に後押しして合併を促進してきた。当初水産庁は、2002 年までに 250 まで減らすような目標を立てた。1,000 ぐらいにまで減ったが、その後なかなか減らず合併促進が進んでいない。

資料 P33 は、中小の漁船、沿岸の経営状況、個人形態の経営状況である。中小の漁船の漁労利益はずっと赤字。個人経営の漁労の所得は魚価が上がっているということで若干上向きであるが、300 万円台という状況である。その下は漁協の損益計算書。全国の漁協が 900 あまりある中の 1 組合にした平均である。ずっと繰越損失で、その額は減ってきているが、まだ依然として繰越の損失が残っている。

資料 P34、変わる社会、経済環境への対応ということで話をする。この 20 年、日本の経済はデジタル化とか、インターネットに象徴される IT 化が進み非常に劇的に変わったと思う。さらにこれから AI の実用化が進む。ロボットの進化など含めて社会・経済環境はさらに大きく変わっていくと思う。

もう一つ、間違いなく変化するのは、日本の人口である。総務省の予測だが、2065 年には現在の 7 割の水準、8800 万人あまりに落ち込む見通しにある。今世紀には、いろいろな予測があるが、半減するとの予測もある。日本は間違いなく人口が減っていく一方で、世界は今の 70 億人台の人口が 120 億人に向かって増えていく見通しにある。こういう変化にどのように対応するのかは難しいところであるが、この変化に対応するいろいろな制度設計をしていかななくてはいけないだろうと思う。人や技術や物や資金が自由に出入りする資源管理をベースにして持続可能な産業となるための法制度が求められている。

資料 P35 は私の試算だが、今後 50 年で日本の人口が減ることによって国内の水産物の需要は現状の 7 割ぐらいに減少するのではないか。必要量としては原魚換算で 500 万トン。商品の流通形態はほぼ最終製品になるだろうと見ている。

世界の人口は逆である。水産物の需要は 1.4 倍ぐらいに拡大すると予想される。重要量は原魚換算で 2 億 8,000 万トン。それが供給できるかどうかは分からないが。FAO は 2016 年の世界漁業・養殖業白書で、2025 年までの価格について、天然の魚は名目で 7%、養殖は 2%アップするとしている。少なくとも今後、価格は上がっていくと思われる。

これから日本は沿岸、沖合の漁業を株式会社化など法人化して、きちんと資源を管理していくようにしなければならない。そうすれば生産量を拡大させることができる。仮に魚価が 2 割程度アップしたとして、その金額は現在の 1 兆 6,000 億円に対して 2 兆 4,000 億円に引き上げることができるのではないか。もしかしたらもっと魚価が上がって、生産量



も上がるかも分からない。

資料 P36 は FAO の養殖の統計で、数量と金額が出ている。平均魚価は、1984 年から 2014 年までどのくらいアップしたかである。淡水魚が入っているので、最初 1 ドル台が最後は 2 ドル 67 セント、低い間違いなくずっと上がっていて、平均すると 53% ぐらいアップしている。

養殖のサケ・マスだけを取ると、1980 年の 3 ドル 43 セントが 2014 年で 5 ドル 94 セント、73% アップしている（資料 P37）。

最後にまとめとして、これから取り組まなければならないことは、持続可能な産業としての漁業を担保する法制度の確立だ。いろいろな関連法を整備することである。特にきちんと資源を科学的に管理するということで、整合性、一貫性を持った法体系の確立、体系を作っていかななくてはいけない。科学に基づく資源管理を担保する法整備。既に役目を終えた法律は整理するなり変えていかないと、これからの予算的な措置自体が持たないのではないかと思われる。結果として、漁業・資源管理法をきちんと新しく作る必要があるのではないかと思う（資料 P38）。

資料 P39、40 は参考として、漁業法を中心に置いたときに、各法律がどのような相関関係になっているのかと、過去の水産予算の推移である。予算には補正を含めていない。資料 P41 は、最初に話した 69 の法律、このような法律があるということで付け加えさせてもらった。どうもありがとうございます。（拍手）